



CHECK

## 金庫株

---

- 会社自身が発行した株式を買い戻して保有している状態
- 自社株を買取り金庫株化すると、会社法上、買取った株式については議決権が消滅する



CHECK

## 金庫株のタイミング

---

- 相続発生前に金庫株化した場合は、みなし配当所得となり、総合課税として最高55%の課税



CHECK

## 金庫株のタイミング

---

- 相続発生から3年10ヶ月以内に、株式を発行会社に売却した場合は、みなし配当所得は適用されず、譲渡所得課税で20.315%の課税
- 譲渡所得の取得費加算の特例も受けられる



留意点

## 金庫株の留意点

---

- 剰余金の分配可能額を確認する
- 剰余金の分配可能額の範囲でしか金庫株の買取はできない



留意点

## 金庫株の留意点

---

- 会社のキャッシュフローに悪影響が出るかもしれない
- 事前に買取資金の準備や取引先・金融機関に対しての説明が必要



CHECK

## 金庫株の活用

---

- 後継者が相続した自社株を会社へ売却し、その代金で相続税を納税することができる



CHECK

## 金庫株の活用

---

- 後継者以外の相続人が取得した場合も、自社株を買取することで、株式の分散を避け、後継者の株式保有比率を上げて経営権を集中させることができる





デメリット

## 金庫株のデメリット

---

- 取得資金の分だけ現預金が減少する
- 金融機関などからの借入によって取得資金を用意する必要がある





デメリット

## 金庫株のデメリット

---

- 自社株の買取りは剰余金分配可能額を超えて行うことはできない
- 純資産の金額が300万円を下回る際には、剰余金の配当ができない